

鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画案に対するご意見及びご意見に対する鎌倉市の考え方

応募総数 16 件（うち市内 10 件、市外 6 件）

応募資格を満たすもの 12 件

応募資格を満たさないもの 4 件

ご意見反映状況の区分

1. 計画に反映するもの
2. 既に計画に盛り込んであるもの（賛成意見を含む）
3. 今後の取り組みの参考とするもの
4. 計画に反映できないもの
5. その他（感想、質問等）

No.	大項目	中項目	ご意見内容	鎌倉市の考え方	反映区分
1	1 計画策定の背景と目的		「旧生態系の回復計画」と「原環境への回帰目標」を設定しない外来生物駆除計画は、肯定することができません。このような実施計画では、生態系を正常化することは不可能ですし、環境保全につながりません。計画の欠陥をすべて洗いなおすべきです。	ご意見として受け賜わります。計画は、環境大臣による防除の公示に沿って策定しています。	5
2	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施	大賛成です。自宅では、果実を育てていますが、収穫時期になると電線を伝ってリスが来てあれもこれもと食い荒らしていきます。我が家の庭で捕捉、駆除できる方法があるのであれば全面的に協力します。	計画の実施には、市民の皆様のご協力が不可欠です。本計画の中で、市民や団体等に捕獲への協力を呼びかけることとしています。	2
3	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施	緑地から電線伝いに自宅へリスがやってきます。以前は床下にもぐって暴れました。それで大工に穴を塞いでもらいました。市がリスを駆除する際には、私宅の庭にわなを仕掛けてくださっても宜しいです。	計画の実施には、市民の皆様のご協力が不可欠です。本計画の中で、市民や団体等に捕獲への協力を呼びかけることとしています。	2

No.	大項目	中項目	ご意見内容	鎌倉市の考え方	反映区分
4	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施	クリハラリスの被害には私たちも困っています。毎日市有林の樹木の枝を渡り歩き、細い枝の樹皮をかじっています。このため、昨年健全であった大きい高木(高さ10メートル以上)の枝がどんどん白く裸にされて、枯れ枝となって行きます。何か効果的な対策を取らないと高木そのものが弱って立ち枯れするのではないかと心配しております。隣では、庭木もやられています。捕獲かごに入っつかまってくることに加えて、樹皮をかじることを防ぐ手段を講ずることも防除効果を高めるうえで検討対象としてあり得るでしょう。一つの案を例示しますと、高木にクリハラリスが昇るのを防げるブリキコーンをつけることです。	動物が嫌がり忌避効果があると言われていた木酢液や唐辛子液などを散布する、果樹に網かけするなど捕獲以外の方法も市民の皆様に説明し、試していただくよう勧めています。ご提案は今後の参考とさせていただきます。	3
5	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施	我慢の限度を超える被害に関しては、クリハラリス(タイワンリス)の生態に詳しい方、動物行動学、動物愛護協会の方々などに加わっていただき、対策を練り直すべきです。 根本的な原因を取り除くため、鎌倉市が同じ問題を抱える都市や県、又は、同意が得られる都市や県と連携して、日本政府及び関係省庁に外来生物の日本への厳格な入国規制と入国管理機関での厳重な取り締まりの要望書を提出することを提案します。	計画の10実施体制では、大学等の学術研究機関などにタイワンリス排除に向けた連携を働きかけ、協働を図ることとしています。また、既に防除実施計画を策定し防除に取り組んでいる先進市町の横須賀市、三浦市及び葉山町と情報交換を行い広域的な対応に向けて取り組むこととしています。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、特定外来生物に指定した生物(アライグマ、タイワンリス等)の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入等を禁止しています。	2

No.	大項目	中項目	ご意見内容	鎌倉市の考え方	反映区分
6	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施 (4) 捕獲個体の取扱い	市内緑地又は寺社にリス園を作って、一部であろうと生命を守る方向を探っていただきたいし、今まで通り被害にあった市民が捕獲する程度にとどめ、積極的に駆除に市民を駆り出すことは止めていただきたいと願います	計画の6目標では、個体数削減を図り、生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減をめざすこととしています。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、原則、譲り渡し、飼養、放野（野に放つこと）を禁じています。	4
7	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施 (4) 捕獲個体の取扱い	捕獲方法「ネズミ捕り器」使用絶対反対 鎌倉市他源氏山公園や植物園その他の集まる所に檻を作り募金箱を置きボランティアも作り雌雄別に飼育する。	捕獲器として使用するネズミ捕りのかごは、これまでも使用実績があり、生きたままタイワンリスを捕獲するのに適した方法です。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、原則、譲り渡し、飼養、放野（野に放つこと）を禁じています。	4
8	7 防除の方法	(2) 捕獲等の実施 (4) 捕獲個体の取扱い	ネズミ捕りでえさでつり、命を奪うなんて、残酷な話です。大島等にリス村を作るとか横浜の動物園（ズーラシア）にリス山を作るとか、何かやさしい方法はないのでしょうか。 全市民に回覧を回すなどして賛否を調べて欲しいと思います。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、原則、譲り渡し、飼養、放野（野に放つこと）を禁じています。 計画は、環境大臣による防除の公示に沿って策定しています。	4

No.	大項目	中項目	ご意見内容	鎌倉市の考え方	反映区分
9	7 防除の方法	(4) 捕獲個体の取扱い	殺処分以外の解決策があると思います。例えば、 ①市内の獣医に協力してもらい、不妊手術を施して、10、20年後の自然淘汰を試みる。 ②寺社などでリス園を作り、捕獲したタイワンリスを飼育する。 ③市内の小・中学校に譲り、飼育する。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、原則、譲り渡し、飼養、放野（野に放つこと）を禁じています。	4
10	7 防除の方法	(4) 捕獲個体の取扱い	生き物の命を一番簡単な方法で死滅させることは反対です。必要最小限に止めて欲しい。すべての命に対して、我々人間として、もっと優しい「愛」をもって計画案を練ってほしいと思います。	計画の6目標では、個体数削減を図り、生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減をめざすこととしています。個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律と環境省による動物の処分方法に関する指針の考え方に沿って適切に行うこととしています。ご意見として賜ります。	4
11	7 防除の方法	(4) 捕獲個体の取扱い	「適正な方法で殺処分」とあり、これは多分二酸化炭素による窒息死なのでしょうが、そういう具体的な殺処分方法が明記されていないことも、殺処分という重い行為から市民の目を逸らせるような印象を受けました。処分、処分と連呼している以上、その方法も絶対に明記すべきです。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律と環境省による動物の処分方法に関する指針の考え方に沿って適切に行うこととしています。 ご意見を踏まえ、処分方法の一例として炭酸ガス(CO ₂)の使用を明記したいと考えます。	1
12	参考資料		「鎌倉市内のタイワンリスによる生態系への影響 生活環境被害の状況」には、タイワンリスが樹皮を剥離しているために樹木が枯れていく経過を記録した写真などは提示されていないにもかかわらず、「タイワンリスが樹木に口をつけている」＝「樹木	ご意見として受け賜ります。 参考資料のデータ等は、いずれも鎌倉市内におけるフィールドワークにより確認されたものです。	5

			<p>の立ち枯れ」という結論が導き出されている。以上のように、台湾リスの樹皮剥離という行動が実際はどの程度行われているのか研究調査の蓄積データの提示もない。科学的見地に立てば、樹皮剥離の影響、ましてや台湾リスの食害の有無について言及できるレベルにはほど遠い内容である。</p>		
--	--	--	--	--	--